



市の人口 ●127,628人 (一364人)
男65,366人 女62,262人
市の世帯数 ●51,849世帯 (一108世帯)
平成19年2月1日現在 ()は前年同月との増減

- 引越しの際は水道の使用開始・中止届を(2面)
- みんなの健康(3面)
- 個人住民税が変わります(4・5面)
- 紹介します!市スポーツ施設(6・7面)
- ざまインフォメーション(8・9面)
- 初節句の記念に!ミニ扇を販売(10面)



古くから日本の歴史や文化にとても深く関わり、春を代表する風物詩として愛される桜。花の香りに誘われて、皆さんもお花見から市内の桜巡りをしてみてはいかがでしょうか。

春らんまん
座間の桜巡り

鮮やかに咲き誇る東原の桜並木

さくら祭り・桜の見所案内図

「さくら祭」は、次の会場および日程で開催します。

1 かにが沢さくら祭り

- とき 3月31日(土)
- ところ かにが沢公園
- 桜の本数 58本
- 内容 ジャズバンドによる生演奏、相武台東小学校在校生や卒業生など総勢100人によるダンス発表など
- ※この時期は芝桜も見ごろです。



2 第32回相模が丘さくら祭り2007

- とき 3月31日(土)、4月1日(日)
- ところ 相模が丘さくら広場
- 桜の本数 130本
- 内容 演芸発表、謝恩抽選会、つきたてもちの販売など
- ※3月18日(日)~4月8日(日)の間は桜並木にちょうちんが灯ります。



3 さがみ野さくら祭り2007

- とき 3月31日(土)、4月1日(日)、7日(土)、8日(日)
- ところ 東原の桜並木
- 桜の本数 120本
- 内容 青空市、和太鼓、日本舞踊、かっぽれ、鳴子踊りなど
- ※3月21日(水)~4月13日(金)の間は、桜のライトアップや、巨大あんどん・竿灯を点灯します。

その他の桜の見所

- 公園 立野台公園(20本)、座間公園(140本)、芹沢公園(70本)、谷戸山公園(約10本)
- その他 鳩川沿い(67本)



お願い

※さくら祭りなどの会場周辺には駐車場はありません。ご来場には、徒歩もしくは電車やバスをご利用ください。
※お花見の際に出たごみは、各自で責任を持って持ち帰りましょう。



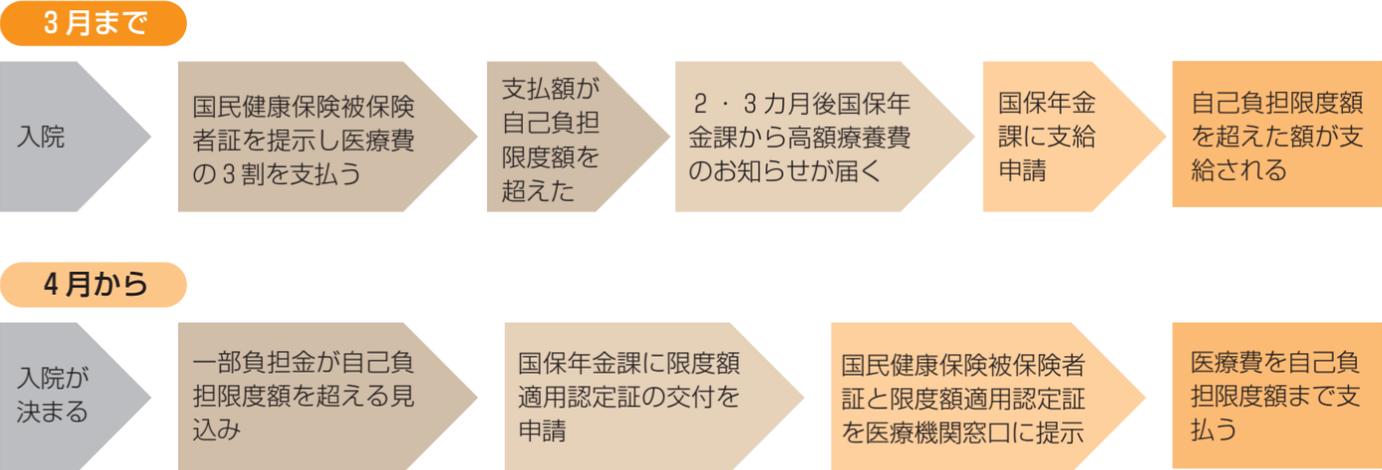
担当 商工観光課 ☎046(252)7604
FAX 046(255)3550

70歳未満の座間市国民健康保険加入の皆さんへ

4月から入院したときの高額療養費の支給方法が変わります

七十歳未満の方が入院したとき、これまでは、原則として医療費の三割相当の一部負担金を医療機関の窓口で支払い、その額が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が申請により高額療養費として後から支給されてきました。これが四月からは、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すること、入院したときの一月の一部負担金の支払いが自己負担限度額までとなり、支払いの負担が軽減されます(下図参照)。国民健康保険税滞納世帯は除く。自己負担限度額は、世帯の所得区分により異なります(下表参照)ので、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」の提示が必要です。入院が決まり、一月の一部負担金の額が自己負担限度額を超えそうときは、国民健康保険被保険者証と印をお持ちになって担当窓口で「限度額適用認定証」の交付申請をしてください。

入院したときの高額療養費の支給方法



た場合は、従来(左図3月まで参照)のとおり、申請により自己負担限度額を超えた分を後から高額療養費として支給します。

七十歳から七十四歳までの方は、高齢受給者証を医療機関窓口で提示することにより、一部負担金の支払いは限度額までになりますので、限度額適用認定証の交付申請は不要です(市県民税非課税世帯を除く)。

担当 国保年金課
 046(252)7672
 046(252)7043

一月の自己負担限度額

所得区分	3回目までの限度額	4回目以降の限度額
上位所得者 ※1	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般 ※2	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
市県民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 加入者全員の前年(前々年)の基礎控除後の総所得金額を足して600万円を超える世帯。なお、加入者に一人でも未申告者がいた場合もその世帯は上位所得者として扱われます。
 ※2 上位所得者以外の市県民税課税世帯。

「平成18年度座間市次世代育成支援行動計画実施状況」にご意見を

市では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境整備を目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に「座間市次世代育成支援行動計画」を策定しました。



この計画を今後より一層推進していくために、平成18年度の各事業の取り組み内容や実施状況を取りまとめ、現状の分析や課題などの抽出を行い、平成19年度以降の事業に反映していきたいと考えています。つきましては、平成18年度の実施状況について、市民の皆さんから広く意見を求めます。平成18年度実施状況報告書は、市役所1階市民情報コーナー・子育て支援課および子育て支援センター、市公民館、北・東地区文化センター、図書館に備えてあるほか、市ホームページでも閲覧できます。

なお、お寄せいただいた意見に対する個別の回答はしませんが内容ごとに整理し、4月27日(金)までに市ホームページなどで公表させていただきます。

○意見の提出方法
 件名に「次世代育成支援行動計画実施状況への意見」と明記の上、下記提出先に郵送、ファクス、電子メールで提出

○提出先
 〒228-8566市役所子育て支援課 ☎046(252)7043
 電子メール jisedai@city.zama.kanagawa.jp

○提出期限 3月30日(金)
 ※意見を提出できるのは、市内在住・在勤・在学者に限ります。
 ※電話では受け付けできません。
 ※この案件以外の意見は、受け付けません。

担当 子育て支援課 ☎046(252)7969 FAX046(252)7043

上下水道部からのお知らせ



引っ越しのときには水道の使用開始・中止届を

使用開始の手続き

入居したら必ず水栓番号(玄関外側上部に水栓番号のシールが張ってあります)を確認し、直接または電話などで担当に連絡してください。戸籍住民課での住民異動届とは別に、手続きが必要で、

検針および水道料金、下水道使用料の支払い方法

二カ月に一度、水道メーターを検針し、水道料金と下水道使用料(公共下水道に接続している方)を合わせて請求します。支払い方法は、検針月の末に送付する納入通知書により市役所二階水道業務課および各出張所、指定金融機関(納入通知書裏面に記載)、郵便局、コンビニエンスストアでお支払いいただく方法と預(貯)金口座振替を利用する方法があります。
 ※平成十八年七月二十七日

口座振替の利用を

水道料金などの支払いには、口座振替が便利です。口座振替依頼書に必要事項を記入の上、預(貯)金通帳と通帳印をお持ちになり、取扱金融機関(口座振替依頼書表面に記載)にお申し込みください。振替日は、検針月の翌月七日(土曜・

引っ越しの際は連絡を

日曜日、祝日の場合は翌営業日)になります。※口座振替依頼書がない場合は郵送しますので、担当にご連絡ください。

引越すときは、引っ越しや水道の使用を一時中止するときには、解約の手続きと精算が必要で、市では、水道料金・下水道使用料の支払いを忘れている方や引っ越しをする方の自宅に直接訪問して、集金や精算を行う業務を(株)日本ウォーターテックスに委託しています。土曜・日曜日、祝日も訪問可能です。集金や精算を希望する日の五日程度前までに担当に連絡してください。

担当 水道業務課
 ☎046(252)7480
 FAX046(252)4155



みんなの健康



担当 保健医療課 予 予防医療係 ☎046(252)7213 保 保健係 ☎046(252)7225 FAX046(252)7043

春のポリオ全日程 予

対象	とき		
	1日～15日生まれ	16日～末日生まれ	生まれた日を問いません
1月生まれ	5月25日(金)	5月28日(月)	5月30日(水)
2月生まれ	4月2日(月)	4月3日(火)	4月11日(水)
3月生まれ	4月24日(火)	4月25日(水)	5月16日(水)
4月生まれ	5月23日(水)	5月24日(木)	5月30日(水)
5月生まれ	4月4日(水)	4月5日(木)	4月11日(水)
6月生まれ	4月12日(木)	4月13日(金)	4月19日(木)
7月生まれ	4月16日(月)	4月18日(水)	5月7日(月)
8月生まれ	4月20日(金)	4月23日(月)	5月7日(月)
9月生まれ	5月11日(金)	5月14日(月)	5月29日(火)
10月生まれ	5月17日(木)	5月18日(金)	5月29日(火)
11月生まれ	4月6日(金)	4月9日(月)	4月19日(木)
12月生まれ	5月9日(水)	5月10日(木)	5月16日(水)

▽受付時間=午後1時15分～2時15分(時間厳守)▽
▽ところ=市民健康センター▽対象=生後3カ月～7歳
6カ月未満(なるべく1歳6カ月までに)※指定日厳守

BCG接種 保

▽とき=①3月27日(火)②30日(金)
午後1時15分～2時15分受け付け(時間厳守)▽
ところ=市民健康センター▽対象=①平成18年12月生まれ②平成
19年1月生まれ(対象者には個人通知をします)



「保健衛生のお知らせ」を配布

市では、平成19年度「保健衛生のお知らせ」(保存版)を、3月1日から自治会を通じて各世帯に配布しました。



この冊子には、平成19年度に実施する各種健診、予防接種、健康相談などの日程のほか、指定医療機関の一覧や医療助成制度を紹介しています。

なお、自治会に未加入の方には、市役所1階保健医療課および市民情報コーナー、各出張所で配布しますのでご利用ください。

担当 保健医療課
☎046(252)7225 FAX046(252)7043

食生活改善推進員養成講座

食生活を通じて地域の健康づくりを推進する、ボランティア養成の講座を開催します。講座の8割を受講した方には修了証書を交付し、食生活改善推進員として健康な街づくりを共に考え、活動していただきます。



○とき ①5月10日(木)②24日(木)③6月21日(木)④7月5日(木)⑤19日(木)⑥8月3日(金)⑦9月13日(木)⑧10月4日(木)⑨11月15日(木)⑩12月13日(木)⑪平成20年1月17日(木)⑫31日(木)の①②午前10時～正午③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩午前10時～午後2時(全12回)

○ところ 市民健康センター
○内容 食生活改善、公衆衛生に関する知識と実践技術の習得

○対象 継続的に出席可能で実践意欲の高い方
○定員 20人(先着順)
○受講料 無料(材料代、資料代などは一部自己負担)

○申込方法 4月6日(金)までに直接または電話で担当へ

担当 保健医療課
☎046(252)7225 FAX046(252)7043

赤ちゃん教室 保

▽とき=3月29日(木)午前10時～11時30分▽
ところ=市民健康センター▽内容=離乳食の作り方・すすめ方、子どもの発達や予防接種について▽対象=
おおむね5カ月～6カ月児とその保護者▽持ち物=
母子健康手帳、離乳食用スプーン▽申込方法=電話
予約

もぐもぐ教室 保

▽とき=3月27日(火)午前10時～11時30分▽
ところ=市民健康センター▽内容=離乳食のすすめ方、
子どもの発達について▽対象=おおむね7カ月～8
カ月児とその保護者▽持ち物=母子健康手帳、マグ
カップ、フォーク▽申込方法=電話予約

救急診療

※電話をかける場合は番号をお確かめの上、お間違えのないように!

◆休日(日曜日・祝日)昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
内科	☎046(252)9090		午前9時～11時45分、午後2時～4時30分
歯科	☎046(252)8217		午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間)

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜～金曜日 : 午後7時～9時45分
内科	☎046(252)9090		土曜・日曜日、祝日 : 午後6時～9時45分
外科	☎046(251)0119		消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。

◆深夜

診療科目	電話番号	診療場所	診療時間
小児科(外科系を除く)	☎046(255)9933	小児救急情報センター(左記)でご確認ください。	午後10時～翌朝午前7時(重病の場合は午前8時)
内科・外科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午後10時～翌朝午前8時

※聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

麻疹・風疹の追加予防接種を実施

小学校就学前の子どもを対象に、麻疹・風疹の追加接種を実施します。追加接種は、免疫をより長期に保つことが目的です。指定医療機関で接種してください。

○期限 3月31日(土)

○対象 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ

○注意事項

- ・平成18年4月1日以降に麻疹・風疹の予防接種を受けた方は接種できません
- ・麻疹にかかった方は風疹のみの接種になります
- ・風疹にかかった方は麻疹のみの接種になります
- ・麻疹・風疹両方にかかった方はこの制度の対象外です
- ・かかったかどうかははっきりしない方は医師に相談してください

担当

保健医療課 ☎046(252)7213 FAX046(252)7043



フルーツ・ピアノのコンサート

春風によって心豊かになりませんか!!

○とき 3月16日(金)午後1時30分～

○ところ 市民館3階集会室

○内容 ビゼー「アルルの女」ほか

○入場料 無料

○主催 健康ざま普及員協議会

○参加方法 当日直接会場へ

担当

保健医療課

☎046(252)7225 FAX046(252)7043



老人性白内障眼鏡等購入費助成事業が廃止に

市では、老人保健法の対象者(75歳以上)で生計中心者の市民税が均等割以下の一定要件を満たした方が、老人性白内障による視力矯正のための人工水晶体挿入手術を受け、眼鏡などを購入した場合にその費用の一部を助成していましたが、本年度をもって廃止になります。皆さんのご理解をお願いします。

担当

長寿介護課

☎046(252)7127 FAX046(252)8238

介護保険料の特別徴収開始のお知らせ

これまで、介護保険料の特別徴収(年金からの差し引き)の開始は、毎年10月の1回でしたが、平成18年度介護保険法改正により年4回(4月、6月、8月、10月)になりました。社会保険庁や共済組合

から市に通知のあった方が対象です。なお、年金からの差し引きは通知を受けた半年後からの開始になります。

対象者は、市内在住で年度の途中で65歳になった年金を受給している方、および、年度の途中で本市に転入し年金を受給している65歳以上の方、新たに年金の受給が決定した65歳以上の方です。

担当

長寿介護課

☎046(252)7719 FAX046(252)8238

別掲② 所得税・住民税額の計算例（定率減税・県超過課税を含まない場合）

給与所得者の例

●独身者の場合

給与収入	現行（単位：円）			＝	改正後（単位：円）			負担増減額
	所得税	住民税	計		所得税	住民税	計	
300万円	124,000	68,500	192,500		62,000	130,500	192,500	0円
500万円	258,000	167,000	425,000		160,500	264,500	425,000	0円

●夫婦と子供二人の場合 ※子供のうち一人が特定扶養親族（16歳～22歳）に該当するものとしています。

給与収入	現行（単位：円）			＝	改正後（単位：円）			負担増減額
	所得税	住民税	計		所得税	住民税	計	
300万円	0	13,000	13,000		0	13,000	13,000	0円
500万円	119,000	80,000	199,000		59,500	139,500	199,000	0円

※1 収入の10%の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※2 住民税には、均等割4,000円（市民税3,000円、県民税1,000円）が含まれています。

年金受給者の例

●独身者の場合

年金収入	現行（単位：円）			＝	改正後（単位：円）			負担増減額
	所得税	住民税	計		所得税	住民税	計	
200万円	32,000	22,500	54,500		16,000	38,500	54,500	0円
300万円	127,000	70,000	197,000		63,500	133,500	197,000	0円

●夫婦二人の場合

年金収入	現行（単位：円）			＝	改正後（単位：円）			負担増減額
	所得税	住民税	計		所得税	住民税	計	
200万円	0	非課税	0		0	非課税	0	0円
300万円	79,000	51,000	130,000		39,500	90,500	130,000	0円

※1 上記の例は、平成19年1月1日現在71歳以上で計算しています。
 ※2 収入の5%の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※3 住民税には、均等割4,000円（市民税3,000円、県民税1,000円）が含まれています。
 ※4 「高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置」は含まれていません。

新たに個人県民税の超過課税を実施

県は、水環境の保全・再生に継続的に取り組むため、水を利用する県民の皆さんに広く負担をいただく、個人県民税の均等割と所得割に対する超過課税を実施します。

対象となるのは、平成十九年度分から二十三年度分までの個人県民税です。税率については、均等割が千円から千三百円に、所得割

定率減税が廃止に

が四パーセントから四・〇二五パーセントに変わります。このことにより、納税者一人当たりの平均超過課税負担額は、年額約九百五十円になります。

定率減税とは、平成十一年度税制改正において、厳しい経済状況に対応する緊急避難的な特例措置として導入されたもので、税額から一定の額を控除する措置

です。この定率減税の額は、十七年度分までは所得割額（※4）の一五パーセント相当額（四万円が上限額）でしたが、十八年度分は所得割額の七・五パーセント相当額（二万円が上限額）に変更されています。そして十九年度は、経済状況の改善が認められるため、定率減税は廃止されることになりました（表3参照）。

例えば、所得割額が十万円の場合、十七年度分については、所得割から控除される金額は一万五千円（十万円×一五パーセント）でしたが、十八年度分は七千五百円（十万円×七・五パーセント）となり、十九年度分からは〇円になります。よって、このことに関する皆さんの税負担は、増加します。

※4 「所得割額」課税所得に税率を掛けたもの
 なお、定率減税と前出の県超過課税含む所得税・住民税額の計算例を、別掲③に示してあります。参考にしてください。

別掲③ 所得税・住民税額の計算例（定率減税・県超過課税を含む場合）

給与所得者の例

●独身者の場合

給与収入	現行（単位：円）			改正後（単位：円）
	所得税	住民税	計	
300万円	111,600	63,600	175,200	62,000 131,100 193,100
500万円	232,200	154,700	386,900	160,500 265,400 425,900

●夫婦と子供二人の場合 ※子供のうち一人が特定扶養親族（16歳～22歳）に該当するものとしています。

給与収入	現行（単位：円）			改正後（単位：円）
	所得税	住民税	計	
300万円	0	12,300	12,300	0 13,300 13,300
500万円	107,100	74,300	181,400	59,500 140,100 199,600

※1 収入の10%の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※2 現行の住民税には、均等割4,000円（市民税3,000円、県民税1,000円）、改正後の住民税には、均等割4,300円（市民税3,000円、県民税1,300円）が含まれています。

年金受給者の例

●独身者の場合

年金収入	現行（単位：円）			改正後（単位：円）
	所得税	住民税	計	
200万円	28,800	6,900	35,700	16,000 25,600 41,600
300万円	114,300	65,000	179,300	63,500 134,100 197,600

●夫婦二人の場合

年金収入	現行（単位：円）			改正後（単位：円）
	所得税	住民税	計	
200万円	0	非課税	0	0 非課税 0
300万円	71,100	47,400	118,500	39,500 91,000 130,500

※1 平成19年1月1日現在71歳以上の夫婦で計算しています。
 ※2 収入の5%の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※3 現行の住民税には、均等割4,000円（市民税3,000円、県民税1,000円）、改正後の住民税には、均等割4,300円（市民税3,000円、県民税1,300円）が含まれています。
 ※4 「高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置」が含まれています。なお、該当する方に対する平成19年度県民税超過課税は適用されません。

表3 定率減税の推移

平成17年度分	平成18年度分	平成19年度分以後
所得割額の15%を控除（4万円を上限）	所得割額の7.5%を控除（2万円を上限）	廃止

高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置

国は、平成十八年度から六十五歳以上の方を対象にした高齢者非課税措置の廃止を実施しました。その際、急激な税負担の増加を緩和するための経過措置として、平成十七年一月一日現在六十五歳以上（昭和十五年一月二日以前生まれ）で前年の合計所得金額が百二十五万円以下の方については、十八年度分は税額の三分の二を、十九年度分は税額の三分の一を減額する措置がとられています。ただし、二十年度分以降については、経過措置が終了するため、税の減額はあ

平成二十年度から住宅ローン減税を創設

今回の改正に伴い、個々の所得税額が減少することによって、住宅ローン控除が所得税から控除しきれなくなる方（平成十一年から十八年までの入居者）のために、二十年度分から二十八年度分限り、申請により一定の金額を個人住民税から減額する措置が設けられます。

平成二十年度から地震保険料控除を創設

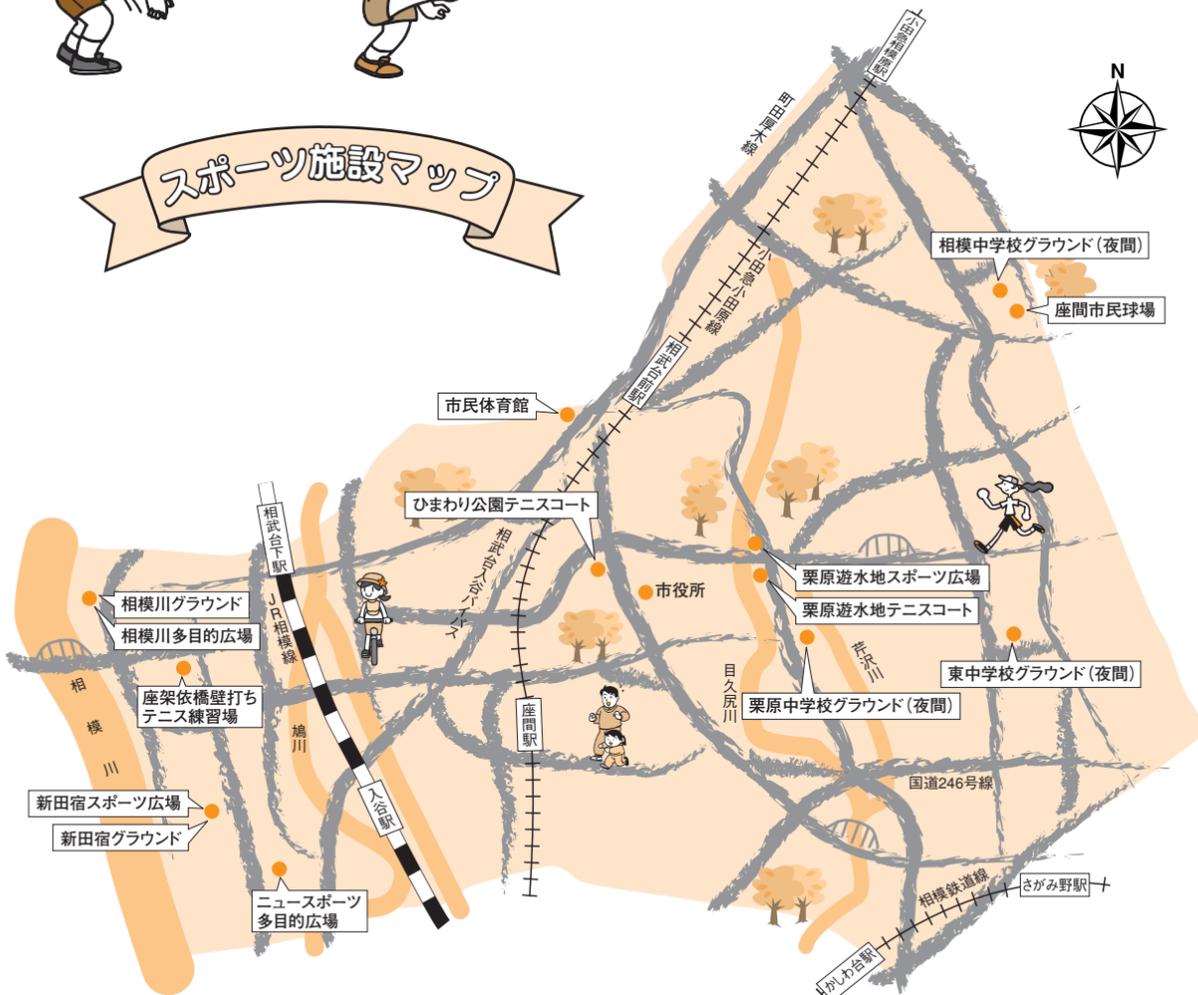
地震災害に対する自助努力による個人資産の保全を促進し、災害時における将来的な負担の軽減を図るために、地震保険料の控除ができることになりました（支払った地震保険料の二分の一の額で二万五千円まで）。なお、このことにより従来からある損害保険料控除が全廃されますが、経過措置として、十八年末までに結んだ長期の損害保険契約にかかわる保険料については、従来の損害保険料控除の適用ができます。

紹介します！市スポーツ施設 さわやかな春



いい汗かきませんか？

スポーツ施設マップ



春は運動するのに最適な季節です。ぽかぽか陽気の中で思いっきり体を動かしてかく汗は、とても気持ちの良いものです。適度な運動は、健康増進やストレス解消に欠かせません。また、最近、競技会や大会での入賞や、段や級の取得などの目標を持って、積極的にスポーツに取り組む人も増えています。

市では昭和37年に立野台プールを設置して以来、スポーツ施設の整備を進め、現在では31カ所10施設になりました。今回は、それら市内のスポーツ施設を紹介します。

なお、市のスポーツ施設は、できるだけ多くの皆さんに利用していただくために、一部施設を除き、個人登録または団体登録をしていなければ使用できません。また、多くの施設が事前に予約が必要になります。「健康づくりを始めよう！」「仲間と一緒に汗を流そう！」と思い立ったら、まずは登録方法や予約方法について、担当にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

担当 スポーツ課
☎046(252)8162 ☎046(252)4311



スカイアリーナ座間

スカイアリーナ座間（市民体育館）は、相武台前駅から徒歩7分の場所にあります。バレーボールコートで4面、バドミントンコートであれば12面とれる大体育室のほか、武道室や弓道室なども備え、さまざまなスポーツに利用できます。また、トレーニング室には、各種トレーニングマシンが備えられ、専門のトレーナーが皆さんの健康づくりを応援します。



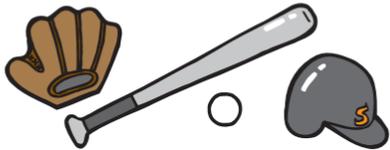
施設名	大体育室	中体育室	武道室	弓道室	ミーティングルーム	トレーニング室
利用時間	午前9時～午後9時（正午～午後1時、午後5時～午後6時を除く）					
利用料金【登録団体利用】	1/3面 810円/1時間 1/2面 1,220円/1時間 2/3面 1,630円/1時間 全面 2,440円/1時間	1/2面 510円/1時間 全面 1,010円/1時間	1/2面 300円/1時間 全面 610円/1時間	全面 400円/1時間	1/2面 100円/1時間 全面 200円/1時間	
利用料金【個人利用】	一般200円、小学生および中学生100円、小学生未満無料 / 2時間または3時間				利用不可	
利用方法【登録団体利用】	市内登録団体：利用予定月の3カ月前の10日からスカイアリーナ座間に直接または電話で申し込み 市外登録団体：利用予定月の2カ月前の初日からスカイアリーナ座間に直接または電話で申し込み					7ページ下記参照
利用方法【個人利用】	当日、館内の券売機で利用券を購入 ※8人以上のグループ（個人扱い）限定です。	当日、館内の券売機で利用券を購入 ※1/2面（A面）5人以上のグループ（個人扱い）限定です。 ※1/2面（B面）卓球、バドミントン限定です。	当日、館内の券売機で利用券を購入 ※1人でも利用可能です。	当日、館内の券売機で利用券を購入 ※1人でも利用可能です。 （有段者限定。無段者は有段者の同伴が必要）。	利用不可	
休館日	月曜日（月曜日が祝日に当たる日は除く）、祝日の翌日（土曜・日曜日または祝日に当たる場合は除く）、年末年始（12月29日から1月3日まで） ※上記のほか臨時休館もあります。					
問い合わせ先	スカイアリーナ座間 ☎046(255)0077					

スポーツ広場

新田宿・相模川・栗原遊水地スポーツ広場は、ソフトボールや少年野球などにご利用ください。相模川スポーツ広場のみ、サッカーでの利用も可能です。ニュースポーツ多目的広場は、心地よい全面芝生張りのグラウンドで、フットサルやグラウンドゴルフなどを楽しむことができます。
※スポーツ施設を利用するには、「団体登録」が必要です。詳しくは、担当にお問い合わせください。



施設名	利用種目	利用時間	利用料金	利用方法	休場日	問い合わせ先
新田宿スポーツ広場	ソフトボール、少年野球など	午前6時～午後7時 1日1区分（2時間）まで ※ナイター設備がないため、午後7時まで利用できない時期があります。	無料	○抽選予約：利用日の2カ月前の1日から2カ月前の15日までにインターネットで申し込み ○随時予約：利用日の2カ月前の19日から6日前までにインターネットで申し込み ※本申請は不要です。	12月29日～1月3日	スポーツ課 ☎046(252)8162
相模川グラウンド	サッカー、ソフトボール、少年野球など					
栗原遊水地スポーツ広場	ソフトボール、少年野球など	午前9時～午後5時 1日1区分（2時間）まで			12月28日～1月4日	栗原遊水地スポーツ施設管理事務所 ☎046(256)7021
ニュースポーツ多目的広場	ニュースポーツなど	午前9時～午後5時 1日1区分（2時間）まで			12月1日～2月末日	スポーツ課 ☎046(252)8162



軟式野球場

座間市民球場は、相模中学校の南側に隣接する6基の照明灯を備えたグラウンドです。昭和55年の完成以来、多くの皆さんに利用されてきました。新田宿グラウンドは、照明設備はありませんが、田園地帯に位置するため、広い空の下、春の日差しとさわやかな風を感じながら、野球を満喫できる環境です。
※軟式野球場を利用するには、「団体登録」が必要です。詳しくは、担当にお問い合わせください。



施設名	利用時間	利用料金	利用方法	休場日	問い合わせ先
座間市民球場 (夜間照明設備あり)	午前6時～午後9時 1日1区分(2時間)まで	使用料 1区分 2,100円/2時間 夜間照明料 全点灯 6,300円/1時間 2/3点灯 4,200円/1時間 1/3点灯 2,100円/1時間	○抽選予約：利用日の2カ月前の1日から2カ月前の15日までにインターネットで申し込み ○随時予約：利用日2カ月前の19日から6日前までにインターネットで申し込み	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日) 12月1日～2月末	市民球場管理事務所 ☎046(255)3002
新田宿グラウンド	午前6時～午後7時 1日1区分(2時間)まで	使用料 1区分 1,050円/2時間	※当選または随時予約をした方は、利用日の6日前までに担当窓口で本申請をしてください。	12月1日～2月末	スポーツ課 ☎046(252)8162 (大会開催時のみ) ☎046(252)2333

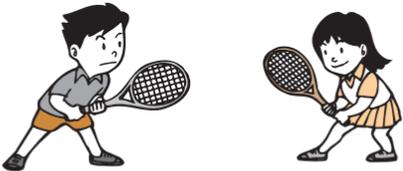
※午前6時から8時までの区分で利用する場合は、利用者に開錠および施錠をしていただきます。事前に担当窓口でかぎを借りてください。利用後は、球場のポストに返却してください。

中学校グラウンド(夜間)

栗原・東・相模中学校のグラウンドを、夜間に開放しています。夜間照明設備があるので、仕事や学校が終わった後でも屋外で思い切り体を動かせます。サッカーやソフトボール、ラグビーなどに利用ください。
※中学校グラウンドを利用するには、「団体登録」が必要です。詳しくは、担当にお問い合わせください。



施設名	利用種目	利用時間	利用料金	利用方法	休場日	問い合わせ先
栗原中学校	A照明 軟式野球、ソフトボールなど B照明 サッカー、ラグビーなど	午後7時～9時	A照明 1,980円/2時間 B照明 1,680円/2時間	○抽選予約：利用日の2カ月前の1日から2カ月前の15日までにインターネットで申し込み ○随時予約：利用日2カ月前の19日から6日前までにインターネットで申し込み ※当選または随時予約をした方は、利用日の6日前までに担当窓口で本申請をしてください。	12月28日～1月4日	スポーツ課 ☎046(252)8162
東中学校			A照明 2,300円/2時間 B照明 1,880円/2時間			
相模中学校			A照明 2,300円/2時間 B照明 1,780円/2時間			



テニスコート

県立谷戸山公園内にあるひまわり公園テニスコートは、クレートコート4面、オムニコート(全天候型)2面のテニスコートです。栗原遊水地テニスコートは、ハードコートが2面あり、硬式テニス専用です。両テニスコートともに、周囲に自然が多く残され、これからの季節、新緑の中でのんびりとテニスが楽しめます。座架依橋壁打ちテニス練習場は、一人でも気軽にテニスの練習に励むことができます。
※テニスコートを利用するには、「個人登録」が必要です。詳しくは、担当にお問い合わせください。



施設名	コートの種類	利用時間	利用料金	利用方法	休場日	問い合わせ先
ひまわり公園テニスコート (夜間照明設備あり)	クレートコート 4面 オムニコート(全天候型) 2面	午前9時～午後9時 1日1区分(2時間)まで	使用料(1コート) 1区分 420円/2時間 夜間照明料 310円/1時間	○抽選予約：利用日の2カ月前の1日から2カ月前の15日までにインターネットで申し込み ○随時予約：利用日2カ月前の19日から6日前までにインターネットで申し込み ※有料施設の当選または随時予約をした方は、利用日の6日前までに担当窓口で本申請をしてください。 ※無料施設の本申請は不要です。栗原遊水地テニスコートは、利用当日の申請に限り、現地管理事務所でも受け付けができます。ただし、利用者登録証の確認をしますので、必ず持参してください。	12月29日～1月3日	ひまわり公園テニスコート管理事務所 ☎046(256)1385
栗原遊水地テニスコート	ハードコート 2面	午前9時～午後5時 (6月～8月は午後7時まで) 1日1区分(2時間)まで	無料	○利用希望日の前月の1日から電話予約可 ※利用当日までに担当窓口で利用申請してください。	12月28日～1月4日	栗原遊水地スポーツ施設管理事務所 ☎046(256)7021
座架依橋壁打ちテニス練習場	1面	午前9時～午後5時 1日1区分(2時間)まで	無料		12月28日～1月4日	スポーツ課 ☎046(252)8162

トレーニング室で効果的な健康・体力づくり!

スカイアリーナ座間(市民体育館)トレーニング室は、各種運動器具がそろっているので、下記のとおり気軽にさまざまな運動ができます。また、「日ごろの運動不足を解消したい」「持久力や心肺機能を高めたい」など、それぞれの目的に合わせて、専門のトレーナーが親切・丁寧に助言しますので安心です。各種ミニ教室も実施しているため、ぜひ皆さんの体力づくりなどにお役立てください。



なお、初めて利用する方は、登録講習会(予約制)の受講が必要です。担当に直接または電話でお申し込みください。また、70歳以上の方は、「70歳以上利用者証明書」を提示すれば利用料金が半額になりますので、午前9時から午後5時までに、身分が証明できる物(運転免許証、健康保険証など)を同館1階受付に持参し、同証明書の発行手続きをしてください。
○利用時間 午前9時～正午、午後1時～5時、午後6時～9時の3区分
○休館日 ・毎週月曜日(祝祭日の場合はその翌日)
・12月29日～1月3日
○対象 15歳以上(中学生を除く)で登録講習会を受講済みの方
○料金 ・初回登録講習会300円(70歳以上300円)
・1区分300円(70歳以上150円※70歳以上利用者証明書の提示が必要。)

※ご利用の際には、必ず室内用運動靴をご持参ください。また、ロッカー

ルーム(100円:返却式)やシャワー室も完備しています。

○体力測定やミニ教室など

★体力測定(定員2人 要予約 約60分)

体力測定、体型チェック、食事調査をした後、カウンセリングを実施します。

★健康運動相談(定員1人 要予約 約60分)

体力測定を2カ月以内に受けた方を対象に、トレーニングの専門家が健康や運動の相談に応じ、相談内容や体力測定結果などに基づいたトレーニングメニューを個別に作成します。

★ミニ教室(予約不要)

◇バランスボール・バランスディスク 教室 30分

バランスボールとバランスディスクを使って、さまざまなエクササイズをします。

◇フィットネス 45分

ダンベルやラバーチューブを使って、全身の筋肉を程よく刺激していきます。

◇ストレッチ 30分

ゆったりとした音楽を聴きながら、気持ちよく全身のストレッチをします。

◇青竹エクササイズ 30分

青竹を踏んで足の裏を刺激することで、血液の循環を良くし、代謝を活発にします。



担当

市民体育館 ☎046(255)0077 ☎046(255)1188

催し

ざま市民朝市

地元農家が生産した新鮮な野菜や、市の特産品などを販売する朝市を下記のとおり開催します。多くの皆さんの来場をお待ちしています。※朝市は、毎月第4日曜日に開催しています。

○とき 3月25日(日) 午前7時～8時

○ところ 市役所ふれあい広場(市役所とハーモニーホール座間の間)

※雨天の場合は、市役所1階アトリウムで開催します。

○販売物 地場産野菜、農産物加工品、肉、肉加工品、花き、市指定特産品

※レジ袋などの見直しを通して、ごみの減量化や資源化の意識を高めてもらおうと、今回は来場者に「ざま市民朝市特製買い物用エコバック」(無料)を配布します。今後來場する際はご持参ください。

担当 農政課
☎046(252)7601 ☎046(255)3550

市文化協会講演会・アトラクション

○とき 3月25日(日) 午後1時25分～3時50分

○ところ サニープレイス座間(総合福祉センター)

○内容 花押(署名の下に書く判)作家による講演「花押のせかい」、市民踊連盟の踊り、座間ふるさとガイドの会の発表

○定員 50人(先着順)

○参加費 無料

○申込方法 当日直接会場へ

担当 生涯学習推進課
☎046(252)8476 ☎046(252)4311

あすなろ大学クラブ活動展 ～毎日が青春・笑顔のあふれる熟年時代～

○とき 3月22日(木)～4月15日(日) 午前10時～午後4時

○ところ ハーモニーホール座間(市民文化会館) 常設展示室

○内容 東地区文化センター高齢者学級「あすなろ大学」のクラブ活動を写真とポスターで紹介する

○参加クラブ パソコンクラブ、健康クラブ、そば打ちクラブ、マージャンクラブ、ゴルフクラブなど

担当 生涯学習推進課
☎046(252)8476 ☎046(252)4311

東地区文化センター

☎046(253)0781 ☎046(253)0789

◆春のお楽しみウイーク

【春の映画会】

○とき 3月24日(土) 午前10時～正午

○上映作品 エルマーの冒険

【みんなで歌うコンサート～フォーク・ロック・カントリー～】

○とき 3月25日(日) 午後1時30分～3時30分

【ピッピのおはなし会】

○とき 3月27日(火) 午前11時～11時45分

○内容 大型絵本の読み聞かせ、新聞紙でウサギの帽子作りなど

【春のお楽しみ会】

○とき 3月28日(水) 午前10時～正午

○内容 人形劇、パネルシアター、手話ダンスほか

【共通事項】

○入場 自由(幼児は保護者同伴)

◆生涯学習講演会

「とまれ・生涯学習の・ススメ」

○とき 3月30日(金) 午後6時30分～8時30分

○内容 生涯学習と社会教育の違いを整理し、新たな学習の形態を探る

○定員 50人(先着順)

○申込方法 電話・ファクスで同センターへ

図書館

☎046(255)1211 ☎046(252)5704

◆春休み特別おはなし会

○とき 3月28日(水) 午後3時～4時

○内容 おはなし会、パネルシアター、わらべうたなど

○対象 幼児～小学生(保護者同伴可)

○申込方法 当日直接同館へ

募集

◆教育指導課非常勤職員

○募集人数 1人

○応募資格 62歳以下の健康でパソコン操作のできる方

○業務内容 伝票整理など一般事務

○勤務期間 4月1日～平成20年3月31日

○勤務日時 月曜から金曜日までの週3日程度午前9時から午後4時まで

○選考方法 面接(3月28日(水)実施予定)

○応募方法 市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し、3月22日(木)までに本人が担当に持参

担当 教育指導課
☎046(252)8732 ☎046(252)4311

善意のともしび

◆地域福祉ふれあい基金へ

▽5万円＝栗原中央・故遠入重信さんの遺族

◆交通対策基金へ

▽2万351円＝座間市交通安全母の会連絡協議会▽5万円＝栗原中央・故遠入重信さんの遺族

◆相武台老人憩いの家へ

▽畳表替え(16万4,590円相当)＝相武台・故重野文吉さんの妻重野スギさん

みんなの広場

○スクエアダンス初心者講習会

▽とき＝4月7日～7月28日毎週土曜日午後6時～8時▽ところ＝東地区文化センターなど▽内容＝カントリー音楽に合わせて楽しく踊る▽参加費＝月額1000円(別にテキスト代が必要)▽申込方法＝4月7日(土)に直接会場へ▽問い合わせ先＝☎046(263)3765(長沢)

○茶道連盟講演会

▽とき＝4月15日(日) 午後2時30分～3時30分▽ところ＝ハーモニーホール座間(市民文化会館) 大会議

室▽演題＝地球を取り巻く環境変化と観光でまちづくり▽定員＝先着50人▽参加費＝無料▽申込方法＝当日直接会場へ▽問い合わせ先＝☎046(253)3266(佐々木)

○グループホーム小松原 バザー

▽とき＝3月25日(日) 午前10時～正午▽ところ＝相武台メディカルクリニック・グループホーム小松原(小松原1-28-14) ▽問い合わせ先＝同ホーム☎046(298)3360(バザー品の募集をしています。ご家庭などにおいて不用品がありましたらご提供ください)

○自然教室「考えよう!自然にやさしい山歩き」

▽とき＝4月21日(土) 午前9時30分～午後4時ごろ▽集合・解散場所＝ヤビツ峠バス停前▽内容＝三ノ塔を登山し(高低差約600メートル)、登山道整備について考え体験する▽対象＝中学生以上▽定員＝30人(多数抽選)▽参加費＝300円(保険・資料代)▽申込方法＝4月7日(土)まで(必着)に、往復はがき(あて先〒259-1304秦野市堀山下1513)・ファクス(☎0463(87)9311)・電子メール(メールアドレスhadano-vc@kanagawa-park.or.jp)へ。携帯電話での送信は不可)で、催し物名、参加者全員の氏名、年齢、住所、電話番号、ファクス番号を記入し、県立秦野ビジターセンターへ▽問い合わせ先＝同センター☎0463(87)9300

○厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」企業を募集

▽応募資格＝【均等推進企業部門】ポジティブ・アクション(女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取り組み)に具体的に取り組んでいる企業、【ファミリー・フレンドリー企業部門】仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを積極的に実施している企業▽応募方法＝神奈川県労働局雇用均等室に備え付けの応募用紙(同局ホームページでダウンロード可)に必要事項を記入し、3月31日(土)までに郵送(〒231-8434横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎)・ファクス(☎045(211)7381)で同室へ▽問い合わせ先＝同室☎045(211)7380

○春季の山野草展示会

▽とき＝4月7日(土)、8日(日) 午前10時～午後4時▽ところ＝ハーモニーホール座間(市民文化会館) 1階ギャラリー▽内容＝春の山野草展・栽培指導(入場＝自由)、草玉植えの講習(土曜日。定員は10人。参加費500円程度。申し込みは直接会場へ) ▽問い合わせ先＝☎046(253)6222(鈴木)

○運転ワーカー募集

▽業務内容＝移動困難な高齢者・障害者などの外出時に、本会所有の福祉車両や運転ワーカー所有の自家用車を使って移動援助と介助をする▽応募資格＝運転歴7年以上の普通自動車運転免許所持者で、2年以内に免許停止処分を受けていない69歳以下の方▽賃金＝時給800円。走行距離1キロメートルに付きガソリン代40円を支給▽応募・問い合わせ先＝電話・ファクスでNPO法人ワーカーズ・コレクティブたすけっと☎046(254)1236☎046(204)9877へ

○身体障害者総合福祉施設アガペセンター小松原フリーマーケット

▽とき＝3月24日(土) 午前10時～午後1時(雨天中止) ▽ところ＝アガペセンター駐車場▽内容＝日用

品・雑貨・衣類などの販売(食べ物不可)。エコ肥料の無料配布▽出店料＝1区画1000円(1台分の駐車スペース込み。要事前登録) ▽来場方法＝できるだけ公共交通機関で▽問い合わせ先＝アガペセンターフリーマーケット事務局☎046(254)7111

○座間市少女マーチングバンド定期演奏会

▽とき＝4月1日(日) 午後2時～(午後1時30分開場) ▽ところ＝ハーモニーホール座間(市民文化会館) 大ホール▽曲目＝マイ・フェア・レディ、ディズニーメドレーなど▽入場料＝無料▽問い合わせ先＝☎046(255)4532(大島)

○県地球温暖化防止活動推進員募集

▽応募資格＝マイアジェンダ(県民などが環境配慮に向けて自主的に取り組む内容で、公表・登録済みのもの)登録者(登録予定者を含む)で、地球温暖化対策の推進に熱意と識見を有する20歳以上の県内在住・在勤者▽活動内容＝地域や職域などにおいて、ボランティアで地球温暖化に関する普及啓発活動を実施する▽活動期間＝平成21年3月31日まで▽応募方法＝神奈川県環境計画課に備え付けの応募用紙(県ホームページでダウンロード可)に必要事項を記入し、4月27日(金)までに郵送(〒231-8588横浜市中区日本大通り1)・ファクス(☎045(210)8845)・電子メール(agenda.362@pref.kanagawa.jp)で同課へ▽問い合わせ先＝同課☎045(210)4065

○市民弓道大会

▽とき＝4月7日(土) 午前9時～受け付け▽ところ＝スカイアリーナ座間(市民体育館) 弓道場▽対象＝市内在住・在勤・在学者▽競技方法＝近的個人戦▽参加費＝500円▽申込方法＝☎046(251)0070(吉山)へ

○法廷での通訳人候補者を募集

刑事裁判では、被告人が日本語を理解できない場合、法廷でのやり取りを通訳する人(通訳人)を付けることになっています。通訳人は、通訳を必要とする事件ごとに、通訳人候補者の中から選ばれ、被告人の権利を保障し、適正な裁判を実現する上で重要な役割を果たしています。

近年、外国人が被告人となる刑事事件が増えており、通訳を必要とする言語も多岐にわたっています。言語によっては、通訳人候補者の数が十分とはいえない状況です。

裁判所では、刑事裁判で被告人が日本語を理解できない場合の通訳人候補者を広く募集しています。▽問い合わせ先＝横浜地方裁判所刑事訟廷事務室庶務係☎045(201)9631

サークル会員募集

○ジュニア・ソフトテニス教室

▽とき＝毎週日曜日午前9時～11時▽ところ＝ひまわり公園テニスコート▽対象＝市内在住の小学4～6年生▽会費＝月額4000円(保険・ボール代など) ▽連絡先＝☎046(253)5763(石田)

○かよう会

▽内容＝教本に基づき書道を学ぶ▽とき＝毎月第1・第3火曜日午前10時～正午▽ところ＝青少年センター▽会費＝月額1000円▽連絡先＝☎046(254)9280(高橋)

お役立ち情報満載！ ざまインフォメーション



市内の催しや行政情報などは、「ホームページ」<http://www.city.zama.kanagawa.jp/>でも案内しています。

3						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

案内

平成19年度 固定資産税に関する縦覧・閲覧

固定資産税に関する縦覧制度は、固定資産税の納税者が、所有している土地・家屋の価格（評価額）が、ほかの土地などの価格と比較して適正かどうかを確認できる制度です。また、閲覧制度は固定資産税の納税義務者や借地・借家人などが固定資産課税台帳を閲覧できる制度です。
【土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

- と き 4月2日（月）～5月31日（木）午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）
- ところ 市役所2階固定資産税課
- 対 象 固定資産税の納税者（同居の親族）、関係人（納税管理人）および代理人（委任状が必要）
- ※土地だけを所有している場合は、家屋の縦覧はできません。また、家屋だけを所有している場合は、土地の縦覧はできません。
- 手数料 無料
- 持ち物 本人の氏名・住所などを確認できるもの（運転免許証など）および固定資産税納税通知書、固定資産課税明細書

【固定資産課税台帳の閲覧】

- と き 4月2日（月）以降午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く）
- ところ 市役所2階固定資産税課
- 対 象 固定資産税の納税義務者（同居の親族）、関係人（納税管理人、借地人、借家人など）および代理人（委任状が必要）
- 手数料 300円（納税義務者、納税管理人および代理人は土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間4月2日（月）～5月31日（木）は無料）
- 持ち物 本人の氏名・住所などを確認できるもの（運転免許証など）
- ※借地人および借家人は、賃貸借契約書など土地（家屋）の賃貸借の権利関係が明らかになる書類を併せてお持ちください。

担当 固定資産税課
☎046(252)8043 ☎046(255)3550

バイク・軽自動車などの 廃車手続きは3月中旬

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を登録して、廃車・譲渡・盗難などで現在は、これらの車両を所有していない方や3月中旬に転出する方は、3月30日（金）までに次の提出先に届け出てください。

- 車 種 ①原動機付自転車（排気量125CC以下）、小型特殊自動車（フォークリフト、農耕作業車など）②二輪の軽自動車（排気量

126CC以上250CC以下）、二輪の小型自動車（排気量251CC以上）③三輪・四輪の軽自動車（排気量660CC以下）

- 廃車届の提出先 ①市民税課 ☎046(252)8004（ナンバープレート、標識交付証明書、印を持参してください）②相模自動車検査登録事務所（愛甲郡愛川町中津字桜台7181）☎050(5540)2037③軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所（愛甲郡愛川町中津字桜台4071-5）☎046(284)4550

担当 市民税課
☎046(252)8004 ☎046(255)3550

ご存知ですか？ 勤労者生活資金貸付制度

市内に居住する勤労者に、健全な生活設計に必要とされる資金を貸付しています。対象や融資期間などは下記のとおりです。

- 対 象 市内に1年以上居住し、同じ会社などに1年以上雇用されている生計の主体者
- 貸付限度額 1世帯200万円（利率2.2パーセント以内）
- 融資期間 5年間
- 返済方法 3カ月据え置き後57回払い

※申請方法など詳しくは、担当にお問い合わせください。

担当 商工観光課
☎046(252)7604 ☎046(255)3550

資源物・ごみの出し方の再確認を

ごみがルールどおりに出されていないと、回収後の処理に支障が出たり、せっかく回収した物が資源として再利用できなくなったりします。次の注意事項などを参考に、もう一度資源物・ごみの出し方を確認しましょう。

【布類】

布類は水にぬれると、繊維として再利用できなくなり、処理に余計な費用が掛かってしまう固形燃料としてしか処理ができなくなります。雨天時や雨が降りそうなときには、次の回収日に出すようにしてください。また、雨天時はビニール袋などに入れて出してもリサイクルできませんのでご注意ください。

【プラスチック製容器包装】

プラスチック製容器包装の対象となるプラスチックは、商品の入っていた容器や包装類です。おもちゃやバケツなどそれ自体が商品として売られていた物は対象になりませんのでご注意ください。また、汚れている物も再利用できません。これらの物は、燃えるごみの日に出してください。

【蛍光灯・乾電池】

蛍光灯には水銀が含まれているため、水銀を取り除く必要があります。そのため、蛍光灯は割れないようにほかの燃えないごみとは別にして箱や袋に入れて出してください。

乾電池には亜鉛、ニッケル、カドミウムなどの金属が含まれているので、適正な処理をしないと環境破壊

につながってしまいます。そのため、乾電池はほかの燃えないごみとは別の袋にまとめて入れて出してください。

担当 清掃課
☎046(252)8724 ☎046(252)7641

不法投棄は犯罪です

家電リサイクル法の施行以後、リサイクル料金と収集運搬料金を免れようとする、家電製品の不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で1000万円以下の罰金などが規定されている犯罪行為ですので、絶対にやめましょう。

市では、廃棄物減量等推進員や県市合同によるパトロール、県が委託した警備会社による夜間監視パトロールなどを実施しているほか、警察も不法投棄を環境犯罪と位置付け、その取り締まりを強化しています。不法投棄を発見した場合は、すぐに警察に通報するなど、ご協力をお願いします。

担当 清掃課
☎046(252)8724 ☎046(252)7641

ペットの死畜処理は飼い主の責任で

「市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の改正に伴い、4月1日（日）から、ペット（イヌやネコなど）の死畜処理は飼い主が行うこととなります。

これにより、これまで市が専門業者へ委託し、掛かった費用の一部を市民の皆さんに負担いただいていたものが、4月1日以降はペットの死畜処理は飼い主の責任で、飼い主が直接専門業者に依頼し処理することとなります。

なお、専門業者の連絡先が分からない場合など、不明なことがありましたら担当までお問い合わせください。

担当 清掃課
☎046(252)8724 ☎046(252)7641

結婚相談を廃止

結婚相談を実施してきた結婚相談室を3月で閉室します。

市では、昭和43年10月に座間市結婚相談所を開設して以来、平成10年7月に同相談室へ移行し、現在まで皆さんからの相談を受け付けてきました。しかし、社会状況、特に携帯電話やパソコンなどを利用した情報伝達システムの急速な発達や、ライフスタイルの変化によって、従来の結婚相談の有効性が薄らぎ、相談件数も減少傾向にあるため、結婚相談を廃止するものです。これまでご利用いただきありがとうございました。

担当 福祉支援課
☎046(252)7122 ☎046(256)3600

福祉ミニバスの運行を廃止

高齢者や障害者などを対象にした福祉ミニバス（無料）の運行を、3月31日（土）で廃止します。これまでご利用いただきありがとうございました。

ました。4月1日（日）以降は、コミュニティバス（小学校未就学児を除き有料）をご利用いただくようお願いいたします。

担当 長寿介護課
☎046(252)7127 ☎046(252)8238

私設保育施設（認可外保育施設） には届け出が必要です

保育所と同様の業務を目的とする施設で、認可を受けていない施設を設置しているまたは今後設置する場合は、県知事への事業開始の届け出が必要です。届け出なかったり虚偽の届け出をしたりした場合は、50万円以下の過料に処せられます。

小規模な施設などは届け出不要です。また、幼児教育を目的とする施設でも届け出が必要な場合があります。詳しくは届け出事項・期限などとともに、担当にお問い合わせください。

担当 子育て支援課
☎046(252)7202 ☎046(252)7043

国民健康保険葬祭費の支給額を変更

加入者の死亡時に、申請によって葬祭を行った人に対して支給している国民健康保険葬祭費が、4月から5万円に変わります。

これは、平成18年10月の給付見直しにより、支給額が8万円から5万円に変わった際の経過措置（平成18年10月から平成19年3月まで6万5,000円）が3月で終了することによるものです。

担当 国保年金課
☎046(252)7672 ☎046(252)7043

公金振込名義人を変更

地方自治法の一部改正により、4月から収入役制度が廃止され、新たに会計管理者が設置されます。

このことに伴い、公金振込名義人が変更されます。本市が市民の皆さんの指定口座に公金を振り込む際、その口座の預金通帳への印字内容（表示）は、従来「座間市収入役」でしたが、4月からは「座間市会計管理者」に変わります。この表示によって、本市からの入金であることを確認してください。

不明な点がありましたら、担当にお問い合わせください。

担当 会計課
☎046(252)8012 ☎046(256)0349

市内の交通事故件数

1月1日～2月28日
（物件事故を含まず）

	件数	死者	負傷者
19年	121	0	147
18年	135	0	163
増減	-14	0	-16

消防・救急車出動件数

	消防車		救急車	
	2月	1月～2月	2月	1月～2月
19年	48	91	376	747
18年	21	46	357	767
増減	+27	+45	+19	-20



◆平成19年(2007年) 3月15日発行
 ◆座間市秘書室情報推進課編集
 〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1
 ☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
 URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>
 ☎: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

初節句の記念に！
三二凧を販売



市大凧保存会では、手作りの三二凧を下記のとおり特別価格で販売します。40センチ四方の大きさの三二凧には、大凧同様に二つの文字が書き入れられます。上の文字は「太陽」を意味する赤色で「祝」、下の文字は「大地」を意味する緑色でお子さんの名前の一文字が入ります。



- 江戸時代から伝わる勇壮な座間の大凧を模した三二凧を、初節句の記念品としていかがでしょうか。
- 対象 市内在住で今年初節句を迎える子どもの保護者（大凧まつり当日に凧を受け取りに来場できる方に限る）
 - 販売数 先着100個
 - 価格 1,000円（材料代・税込み）
※参考 当日一般販売価格2,500円
 - 応募方法 往復はがきに子どもの氏名（ふりがな）、生年月日、保護者の氏名、住所、電話番号を記入し、4月2日（月）必着で〒228-0027座間市座間1-3156-1大凧保存会事務局（小俣）あて郵送
※定数に達し次第締め切ります。
 - 販売方法 当選者には、はがきで通知します。当選者は、大凧まつり当日（5月4日（金）、5日（土）午前10時～午後3時）に、当選はがきと代金を持って大凧まつり会場（相模川グラウンド）内本部テントへ
- 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550



愛犬家の皆さん！
マナーを守りますか！！

先日、犬のふんをシヤベルに取り、目尻川に投げ捨てる中年の女性を見掛けました。わたしは、突然の出来事でびっくりしたのと同時に、愛犬家の一人として非常に恥ずかしくなりました。その時、たまたま通り掛かった別の女性もその光景を目撃していて、わたしと目が合うと自然に言葉を交わしていました。「ひどい事をしますね」と。この川を美しく守る

人、ホテルを増やそうとしている人、アユが上つてくことを楽しみにしている人など、そんな皆さんをがっかりさせないでほしい。街のいたる所で犬のふんの処理を飼い主に呼び掛ける看板を見ますが、これ以上この看板を増やしてはなりません。看板一枚にどれだけの費用が掛かっているのかは分からないけれども、私たちの税金の中から出ていると思うと、愛犬家のマナーをここで一度考え直さなければならぬと思えます。

散歩中に自分の犬がしたふんを持ち帰り、自宅で処理をする。こんな簡単なことですが、どうしてできないのでしょうか。周りの皆さんに不快な思いをさせないための最低限のマナーとして、このことが守れてはじ



マナーを守って楽しい散歩を！

めて愛犬家と言えます。犬を愛する皆さん！絶対にふんは持ち帰りましょう！！また、ふんのない美しい座間の街並みとともに、マナーを守る心を子どもたちに伝えていきましょう。

犬の嫌いな皆さんや、ふんの被害に遭われた皆さんには、不心得な飼い主に代わり心からおわび申し上げます。ちなみにわたしは愛犬家でありませんが、先日、家の前に大きなふんを放置された被害者でもあります。

3月24日(土)、25日(日)、4月1日(日)
住民異動届などの受け付けを実施します！

春は就職や進学、転勤などにより住所異動などの届け出を必要とする機会が多くなる季節です。市では、窓口の混雑緩和などのため、下記のとおり土曜日、日曜日にも市役所を開庁して一部業務を実施します。住民異動の受け付けや異動に伴う国民年金や国民健康保険などの手続きのほか、各種証明書の発行や住基カードの発行なども受け付けます。

○開庁日時：3月24日（土）、3月25日（日）、4月1日（日）のいずれも午前8時30分～正午まで

○期間中に受け付けを実施する手続きなど

担当	手続きなど
戸籍住民課（1階） ☎046(252)8083	住民異動（転入、転出、転居など）
	戸籍届出（婚姻、出生、死亡など）
	証明書（住民票、印鑑登録、戸籍など）の発行
	市内小・中学校の転入学 印鑑登録、住基カード交付、外国人登録など ※ただし、電子証明書の発行はできません
長寿介護課（1階） ☎046(252)7719	介護保険第1号被保険者の住所異動など
障害福祉課（1階） ☎046(252)7132	障害者手帳の住所変更・交付申請など
子育て支援課（1階） ☎046(252)7201	児童手当等受給者の住所異動など
保健医療課（1階） ☎046(252)7213	医療受給者（小児、障害、高齢者など）の住所異動など
国保年金課（1階） ☎046(252)7003	国民健康保険等対象者の住所異動など 国民年金第1号加入者の住所異動など
水道業務課（2階） ☎046(252)7480	住民異動に伴う水道の使用開始・休止
	水道料金・下水道使用料の収納
収納課（2階） ☎046(252)8021	市税の納付（ただし、3月24日（土）のみ）

※届け出の内容によっては、他市町村への確認が必要なため、届け出の処理が翌日以降になる場合があります。
 ※印鑑登録証（市民カード）、住基カードは当日交付できない場合があります。詳しくは担当課にお問い合わせください。
 ※出張所では実施しません。

担当 戸籍住民課 ☎046(252)8083 ☎046(255)3550

ちびっ子
ざまっ子

小さな白球に夢乗せて



練習がレベルアップに

最近の日本卓球界は、十代の選手の活躍で活気づいている。そんな中、本市でも若い芽が育っている。相武台に住む阿部雄介（座間中三年）、実摘（同一年）、雄太（相武台東小六年）の三兄妹だ。三人が所属する卓球クラブ「リトルキングス」の蛭田正文監督が、「三人ともいまや神奈川県でもトップクラス」とそのレベルの高さを評価する。事実、雄太さんが昨年の東アジアグランプリホープス選考会に県代表で出場したほか、全国中学校、関東中学校など各大会で、三人とも常に上位の成績を上げている。

三兄妹が卓球を始めたのは、雄介さんが小学校五年のときだ。座間で開かれていた卓球教室に参加したのがきっかけ。翌年、知人の紹介で現在のクラブに加入して腕を上げていった。三人ともまだ大きなタイトルは獲得していない。雄介さんの目標は「二つ一つ勝っていくだけ」と堅実で、両親との対話の中にも、みんなの口から大きな夢の話題は出てこないようだ。

だが、蛭田監督は「技術的には三人とも日本でもトップのレベルにある。問題はメンタル面。みんなまじめ過ぎるのでね。とにかく、何かのタイトルを取る。そこから変わるし、大きく育つ。三人にはその辺を目標にして、さらに飛躍して欲しい」と。



かわぐち さき
川口 咲姫ちゃん
 H18.12.11生まれ 女
 東原3丁目



すきやま たつみ
杉山 達海ちゃん
 H18.6.30生まれ 男
 入谷4丁目



ながい りこ
永井 梨瑚ちゃん
 H18.10.26生まれ 女
 相模が丘6丁目



ほしの かなな
星野 かななちゃん
 H18.11.24生まれ 女
 栗原中央1丁目



むらかみ なつき
村上 夏希ちゃん
 H18.7.11生まれ 女
 ひばりが丘3丁目



まぶち たけひろ
馬淵 健大ちゃん
 H18.8.20生まれ 男
 相模が丘2丁目



すずき ことの
鈴木 琴乃ちゃん
 H18.5.17生まれ 女
 緑ヶ丘4丁目



かとう ゆりあ
加藤 百莉愛ちゃん
 H18.3.22生まれ 女
 座間1丁目

